

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
保安委員長 桑 原 智

「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」における 平成30年度重点推進事項について

平素からLPガスの保安対策の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、今年度から標記運動がスタートしました。(詳細は平成30年4月2日付け山LP協
第1号をご参照ください。)

運動の実施に当たっては、県保安指導方針と相まった重点推進事項を定め、より効果的な
保安対策の推進を図ることにしており、5月10日に開催した保安委員会において審議の上、
下記のとおり重点推進事項を決定しました。

会員の皆様方におかれましては、この運動の趣旨をご理解いただき、重点推進事項の推進
に更なるご尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、保安委員会においても、重点推進事項の達成に向け、実施計画に沿って取り組んで
まいります。

記

1 販売事業者起因する事故防止対策

① 定期点検・調査の確実な実施

昨年度の県の立入保安指導において、定期点検・調査・周知等の保安業務の未実施や、
法定期限の超過といった法令違反が一部の事業者で確認されている(8件)。

- ・保安業務の確実な実施のため、前回実施した定期点検・調査の実施年月日、一般消費者
等の氏名の一覧表等により、実施漏れ等を常にチェックし、法定期限内に実施するよう
努める。
- ・訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、事前連絡、日程調整、曜日時間帯の変更
等により、訪問時に不在である確率を減らすよう努める。(昨年度のアンケート調査の
結果では、事前連絡をしているのが72.8%、また、一般消費者等が不在だった場合、
日程調整を行うのが71.9%、曜日時間帯の変更が65.8%となっており、更なる徹底
が求められる。)

② 供給機器の期限管理の徹底(国保安対策指針)

調整器、高圧ホース等については、長期間の使用による漏えい事故が発生していること
から、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換する。

また、マイコンメーター、警報器等は、事故を未然に防ぐ保安機能を有していることか
ら、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換する。

③ 業務主任者等の法定（再）講習の確実な受講

平成29年度の県の立入保安指導において、業務主任者法定再講習の未受講が4件指摘されている。受講台帳の作成等により、受講期限内に確実に講習を受講するよう努める。

2 他工事による事故防止

① 他工事への積極的な立ち合い

・山口県内では、過去5年間に13件のLPガス関係事故が発生しており、そのうちの7件（53.8%）が他工事による事故となっており、また、今年もすでに同様の事故が2件発生している。これら9件の事故の大半（8件）が、販売店への事前連絡がされていない。

・昨年度のアンケート調査結果では、他工事の計画について連絡が入る体制となっていると回答した販売店が52.2%と、約半数に止まっている。また、その対応についても、工事立ち合いが主体（工事に立ち会うと回答した販売店が81.5%）ではあるものの、情報提供（同52.9%）や連絡体制（同33.6%）の場合もあり、販売店による他工事の事前把握と積極的な工事立ち合いが喫緊の課題となっている。

○販売店においては、施工業者から工事計画の情報が得られるよう、体制の整備を図るとともに、一般消費者等と確実に連絡を取り合える信頼関係を構築し、他工事の事前把握に努める。また、工事においては、立ち合いを基本とする。

② 共同住宅の管理者への協力要請（継続）

3 CO中毒事故の防止（月間）

① 業務用施設等の使用者、所有者に対するCO警報器及び業務用換気警報器の設置促進のための広報等

燃焼機器交換・安全機器普及状況等調査報告書によると、平成28年度の業務用換気警報器（CO警報器を含む。）の設置率は53.9%（3,352台）と、全国平均の48.4%（189,974台）を上回っている。業務用厨房施設におけるCO中毒事故防止の重要性に鑑み、引き続き、消費者保安月間を中心に重点的な設置促進を図る。

② 不完全燃焼防止装置（不燃防）のない家庭用燃焼器の交換促進

燃焼機器交換・安全機器普及状況等調査報告書によると、過去10年間で不燃防のない家庭用燃焼機器は220台にまで減少（平成20年度：1,377台）し、あと一步の状況。

全国的に、不燃防のない燃焼器を使用中の事故が後を絶たない状況にあり、事故防止の観点から、消費者保安月間を中心に更なる交換促進を図る。

4 災害対策

① ガス放出防止型高圧ホースの普及促進

災害時におけるLPガス容器からのガス放出を防止するため、ガス放出防止型高圧ホースの普及促進を図る。

② 災害時の支援体制及び連絡体制の整備

災害時における応急生活物資の供給取扱規程を改正し、被災者支援の主体を、カセットコンロやカセットボンベ等の現品備蓄から流通容器による「炊き出し」や「仮設風呂」の提供へ大きく転換しており、支部防災訓練等により支部を中心に体制整備を進める。